

## 第2章. お互いを理解する

共働を始めるにあたって、市職員は、NPOや共働についての理解を深めるとともに、NPOのミッション（使命）や活動内容等を知っておくことが大切です。

また、NPOのみなさんも、自分達の活動に関連する市の担当部署はどこか、現在市がどのような方針に基づき、どのような事業を実施しているのかをある程度理解しておく、共働の必要性や可能性を検討しやすくなります。

### 1. NPOを理解しよう（NPOに関する基礎知識）

#### （1）NPO（Non-Profit Organization）とは

NPOは、ボランティア団体や、市民活動団体など自主的・自発的に社会貢献活動を行う「民間非営利組織」を広く指します。NPOは株式会社などの営利企業と違い、営利を目的とせず、市民が主体となって継続的・自発的に、社会的な使命の実現を目指し、不特定多数の者のために社会的な公益活動を行う組織や団体のことです。

このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」と呼んでいます。

#### ◆ボランティアとNPOはどう違うの？

ボランティアも自主的・自発的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは「個人」を指します。ボランティア＝「個人」、NPO＝「組織」です。ボランティアとは「放っておけない」という気持ちから、自分で考えて自己責任で行動する個人のことです。そのボランティアが集まり、役員等の組織体制を整備し、規約を作り、事業計画や予算等のもとで、自発的・継続的に組織として社会貢献活動をする場合はNPOと呼びます。



#### （2）NPOの主な特性

##### ①自主性・自発性

NPOは、社会的使命の実現に向けて、自らの価値観・発想に基づき、自らの責任で、自主的・自発的に社会貢献活動を行っています。

##### ②機動性・迅速性

NPOは、制度的な枠組みや公平性にとらわれず、自己決定と自己責任に基づき行動することができることから、時機や状況に応じて直ちに取り組むことができます。

##### ③先駆性

NPOは、独自の考えで自発的に行動できることから、行政が制度的には対応しにくい新たな社会課題に対し、先駆的な取り組みをすることができます。このような先駆的な活動の中には、後に社会の理解や賛同を得て行政によって制度化される場合もあります。

##### ④柔軟性

NPOは、制度的な枠組みや公平性にとらわれることなく、自由な発想で、個々の課題に対し状況に応じた柔軟な対応をすることができます。

## ⑤専門性

NPOは、自ら設定したテーマに特化して取り組みを継続的に行うことで、その分野における専門的知識や実践経験が蓄積され、より専門的な取り組みが可能になります。

また、もともと専門知識を持った人材が、その専門性を生かすためにNPOを組織したり、NPOの活動に参加するケースも多くあります。

## ⑥多様性

NPOは、活動分野、財政や組織の規模、活動実績、事業の遂行能力はさまざまで、実施する事業の内容も多岐にわたっています。



### ◆NGOとは？

NGOとはNon-Governmental Organization の略で、「非政府組織」と訳されています。

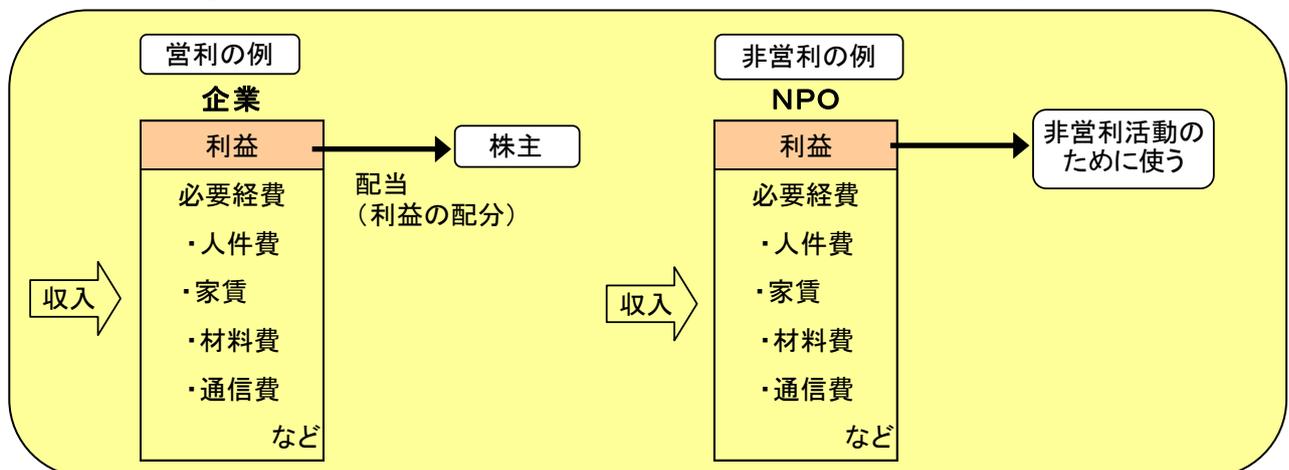
もともと国連の場で政府代表と区別するために使われ始めた言葉で、営利を目的としない国際協力などに携わる民間組織を指すことが多いようです。

NGOの活動は基本的にNPOと同じで、一般的に、国内で非営利の活動を行う民間団体をひろくNPOと呼び、そのうち海外支援事業など、国家や国境を越えて非営利の活動を行う民間団体が、NGOと呼ばれています。

## (3) 非営利は無償か

「非営利」とは「無償」ということではなく、「収益はあげてもいいが、その収益を構成員で分配してはいけない」ということです。ですから、活動に対する対価をもらっても、収益事業を行っても構いません。そうやって生じた利益を次の非営利活動の資金に充てていきます。団体が、非営利活動を継続的、組織的に行うために活動資金を確保することは当然とも言えます。

※「営利」とは、団体の利益を役員や株主などの構成員で分配することです。



## (4) 特定非営利活動促進法 (NPO法) とは

従来、ボランティア団体や市民公益活動団体は、法人格を取得することが困難だったため、団体としての法律行為を行うことができない等、様々な不都合が生じていました。

このため、こうした団体に比較的簡単な手続きで法人格を付与することにより、そうした市民公益活動を支援することを目的として、平成10年に制定されたのが、特定非営利活動促進法 (通称「NPO法」) です。

平成24年12月現在、全国で4万6千を超えるNPO法人が活躍しています。

## (5) 特定非営利活動とは

NPO法における「特定非営利活動」とは、以下の2点(①、②)にあてはまる活動をいいます。

法律の名称に「特定」とついているのは、全ての活動分野を対象としているわけではなく、以下の①に示す20の分野に限定しているからです。

### ① 法で定める20分野のいずれかの活動に該当する活動であること

- ・ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・ 社会教育の推進を図る活動
- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 観光の振興を図る活動
- ・ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ・ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ・ 環境の保全を図る活動
- ・ 災害救援活動
- ・ 地域安全活動
- ・ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ・ 国際協力の活動
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ・ 子どもの健全育成を図る活動
- ・ 情報化社会の発展を図る活動
- ・ 科学技術の振興を図る活動
- ・ 経済活動の活性化を図る活動
- ・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ・ 消費者の保護を図る活動
- ・ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ・ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

### ② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

## (6) NPO法人は、認証した行政機関がお墨付きを与えているのか

NPO法人は、行政の「認証」という行為により設立されます。

この「認証」は、NPO法に基づき所轄庁が行うもので、所轄庁は団体の申請が、法に定める設立要件に適合すると認めるときには、認証しなければならないとされており、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

また、NPO法では、団体の資産や活動実績を認証の要件としていないことから容易に法人格を取得できます。したがって、所轄庁の認証によってその団体に、お墨付きを与えているわけではありません。

市民が行う自由な社会貢献活動は、行政による監督ではなく、市民によって選択・監視されることが望ましいとの考えから、NPO法ではNPO法人の情報公開を義務付けるとともに、縦覧・閲覧制度を取り入れており、NPO法人の信用・信頼は、それぞれの法人の活動内容の公開や、積極的な情報発信を積み重ねることによって、自らが築き上げることになっています。

## (7) NPO法人の所轄庁は

平成24年4月1日から、主たる事務所がある都道府県知事が認証を行います。ただし、政令指定都市のみに事務所がある場合は、当該政令市長の認証になります。

### 福岡市内のNPO法人の認証状況

#### ●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）数の推移 ※23年度までは福岡県認証法人

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (12月末現在)
NPO法人数	501	528	562	594	631	641

#### ●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）の区別団体数（平成25年12月末現在）

	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
法人数	94	122	202	87	34	66	36	641

資料：福岡市ホームページより

## 2. NPOの活動内容を知るには

NPOに関する情報収集の方法としては、次のような方法があります。

### (1) 福岡市役所で閲覧する

NPO法人の活動状況については、毎年所轄庁への報告が義務付けられており、福岡市内のみに事務所を有するNPO法人については、市民局市民公益活動推進課で以下の書類を閲覧することができます。

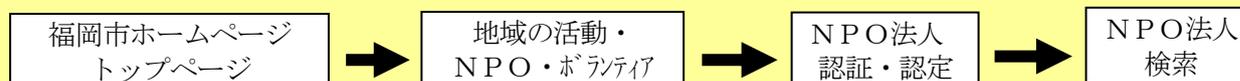
- (ア) 事業報告書
- (イ) 財産目録
- (ウ) 貸借対照表
- (エ) 活動計算書（収支計算書）
- (オ) 役員名簿
- (カ) 前事業年度の役員の氏名を記載した書面
- (キ) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名、住所・居所を記載した書面
- (ク) 最新の定款
- (ケ) 設立・定款変更に係る認証書・登記に関する書類の写し

### (2) 福岡市ホームページで検索する

福岡市ホームページ上では、市のNPO法人(申請中含む)を、活動分野やキーワードで検索することができます。以下に、市ホームページでの市内のNPO法人の情報の検索方法を載せていますので、NPO法人の情報をお探しの際は、市ホームページをご覧ください。

#### ●福岡市のNPO法人検索

##### ◆福岡市のNPO法人検索



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/lifeinformation/comm-volunteer-npo/npokensaku/index.html>

### 福岡市のNPO法人検索(福岡県・北九州市も含む)

**活動分野**

<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input type="checkbox"/> 社会教育	<input type="checkbox"/> 男女共同参画
<input type="checkbox"/> まちづくり	<input type="checkbox"/> 子ども
<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 農山漁村・中山間	<input type="checkbox"/> 科学技術
<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化
<input type="checkbox"/> 環境保全	<input type="checkbox"/> 職業能力・雇用
<input type="checkbox"/> 災害救援	<input type="checkbox"/> 消費者保護
<input type="checkbox"/> 地域安全	<input type="checkbox"/> 市民活動支援
<input type="checkbox"/> 人権擁護・平和推進	<input type="checkbox"/> 条例で定める活動

**団体名**

**所在地**

**キーワード**

**認証状況**

**認定状況**

※旧制度(国税庁)による認定:平成24年3月31日までに国税庁へ認定申請した法人

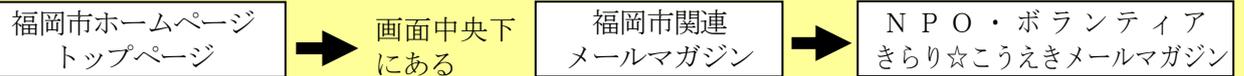
クリア
検索

### (3) メールマガジンで情報を受け取る

福岡市市民局市民公益活動推進課が毎月1回(5日)お送りしているメールマガジン「きりり☆こうえき」では、市民公益活動推進課が行っているNPO・ボランティア等の市民公益活動の推進、NPOとの共働推進、NPO認証・認定に関する情報をお届けしております。以下に登録方法を載せていますので、興味のある方は是非登録して下さい。

### ●福岡市ホームページ福岡市関連メールマガジン検索

#### ◆きりり☆こうえきメールマガジン登録方法



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kirarikoueki/mailmag.html>

#### ▼ 福岡市関連メールマガジン(一覧をみる>>)

福岡市では、登録いただいた方にメールマガジンを配信し、様々な情報提供を行っています。皆様のご登録をお待ちしています！

- |                                 |                                |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1. <a href="#">市政全般</a>         | 7. <a href="#">産業・ビジネス</a>     |
| 2. <a href="#">防災・緊急</a>        | 8. <a href="#">港湾</a>          |
| 3. <a href="#">健康</a>           | 9. <a href="#">環境</a>          |
| 4. <a href="#">子育て</a>          | 10. <a href="#">人権・男女共同参画</a>  |
| 5. <a href="#">アジアとの交流・国際交流</a> | 11. <a href="#">レジャー</a>       |
| 6. <a href="#">文化・芸術</a>        | 12. <a href="#">NPO・ボランティア</a> |

#### 問合せ先

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課  
 住所 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階  
 電話 092-711-4927 (庁内専用線 1728、1729)  
 FAX 092-733-5768  
 e-mail : [koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp)

#### (4) 福岡市NPO・ボランティア交流センター（あすみん）でNPOの情報を収集する

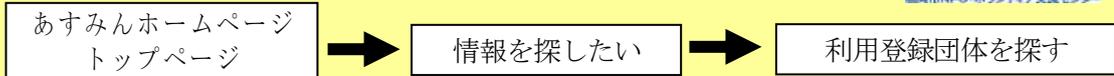
福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：あすみん）では、あすみんの利用登録をしているNPO・ボランティア団体の情報をホームページ上で紹介しています。ホームページでは、「団体名」「活動分野」「活動地域」等で、団体を検索でき、団体の活動内容等を知ることができます。

また、あすみんが毎月2回(5日、20日)発行しているメールマガジンでは、NPO・ボランティアの活動に関心のある方を対象に、あすみんで実施されるイベントやボランティア募集の案内、登録団体からのお知らせなどの最新情報をお届けしています。その他にも、あすみんでは、NPO・ボランティアに関する各種講座や、相談業務も行っております。



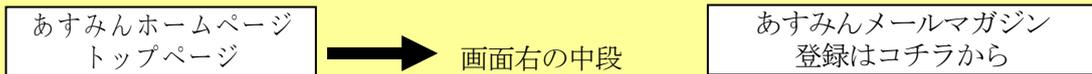
#### ●あすみんホームページ検索

##### ◆登録団体の情報の検索方法



<http://www.fnvc.jp/group/index.php>

##### ◆あすみんメールマガジン登録方法



<http://www.fnvc.jp/mailMagazine/entry/index.php> ※携帯電話には対応していません。

#### ホームページトップ画面

The screenshot shows the ASUMIN WEB homepage with a navigation menu at the top. The main content area has three columns: 'あすみんを利用したい' (I want to use ASUMIN), '情報をさがしたい' (I want to search for information), and '基礎知識を知りたい' (I want to know basic knowledge). The '情報をさがしたい' button is highlighted with a red arrow. Below the main content, there are sections for 'あすみんからのお知らせ' (News & Topics) and 'イベント情報' (Event Information). On the right side, there are buttons for 'ログイン' (Login), 'あすみん夢ファンド' (ASUMIN Dream Fund), 'あすみんセミナールーム 施設予約状況' (ASUMIN Seminar Room Facility Reservation Status), and 'あすみんメールマガジン' (ASUMIN Mail Magazine), which is highlighted with a blue arrow.

#### 問合せ先

福岡市NPO・ボランティア交流センター あすみん  
 住所 福岡市中央区大名2-6-4 6福岡市立青年センター5階  
 電話 092-724-4801  
 FAX 092-724-4901  
 e-mail: [info@fnvc.jp](mailto:info@fnvc.jp)

## (5) 福岡県NPO・ボランティアセンターで県内のNPOの情報を収集する

福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページでは、福岡県内のNPO法人(申請中含む)、NPO・ボランティア団体の情報や各団体が投稿したイベント情報などを検索でき、さらにNPOの情報以外にも、社会貢献に関心のある企業の情報を検索することができます。

なお、福岡県NPO・ボランティアセンターでは、NPO・ボランティアに関する各種講座や、企業とNPOとの協働面談会などのイベントを実施したり、NPO・ボランティア団体の活動内容やNPOと企業、行政との協働事例などを紹介する「情報誌コンテ」や、企業との協働に積極的なNPO50団体を紹介する「ふくおかNPO50」を発行し、県内で活躍するNPO・ボランティア団体について県民の皆様幅広く周知しています。また、NPO法人の設立・運営などの各種相談にも応じています。

### ●福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ検索

#### ◆福岡県内のNPO法人、ボランティア団体、企業等の検索方法

県ボランティアセンターホームページ  
トップページ



画面左側にある

かんたん団体検索

[http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/groups/search\\_detail](http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/groups/search_detail)

※こちらの検索画面では、活動分野、団体種別、主たる事務所所在地の市町村名等の項目から団体を検索できます。

#### ホームページトップ画面

#### ◆福岡県NPO・ボランティアに関するイベント、県の施策など

県ボランティアセンターホームページ  
トップページ



イベント情報

県の施策・取り組み

\* 福岡県内のNPO・ボランティア団体のイベント情報 <http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/news/index>

\* 福岡県の施策・取組 <http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/examples/index>

#### 問合せ先

福岡県NPO・ボランティアセンター  
住所 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎5階  
電話 092-631-4411  
FAX 092-631-4413  
e-mail: [nvc@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:nvc@pref.fukuoka.lg.jp)

## (6) 内閣府NPOホームページで全国のNPO法人の情報を収集する

内閣府のホームページでは、全国のNPO法人が検索できます。  
NPOの基礎知識、NPO法人制度、関連施策などの情報も検索できます。

### ●内閣府ホームページ検索

#### ◆全国のNPO法人の情報の検索方法

内閣府NPOホームページ  
トップページ



画面中央  
にある

団体検索  
NPO法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

### ホームページトップ画面



### 3. 行政を理解しよう（行政に関する基礎知識）

#### （1）市の特性

##### ① 公平性・平等性

行政サービスは、税金（公金）を財源とし、また、憲法において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められており、公平・平等が原則になります。そのため、行政区域全域に均等にサービスが行き渡ることが要求されます。

##### ② 継続性・安定性

行政の収入は法令等に基づき徴収した税金であり、ある程度安定しており、法令や基本計画・実施計画等に基づいて継続的な公共サービスを提供しています。

##### ② 権力性

法令に基づく判断で市民に対して行動を規制、禁止したりする他、条例の制定等により罰則を含めた強制力を持っています。

##### ③ 法令遵守

行政行動は、職員の恣意によってではなく、客観的な法令や、各種計画、それを実施するための予算等に基づき行われます。組織体制が明確である反面、職員個人の活動は制限的で、意志決定の機動性・迅速性に欠ける面があります。

##### ⑤ 予算

予算は施政のために不可欠であり、予算無くしてあらゆる政策も執行不可能です。

予算は、一会計年度における地方公共団体の活動に要する経費とこれをまかなうために必要な財源の見通しをたて、その金額、目的等を定める計画であって、その地方公共団体の財政の目標となり、運営の指針となるものです。

予算には、以下の原則があります。

#### 【予算の原則】

##### （ア）事前議決の原則

予算は、その地方公共団体の行政施策を明らかにするものであり、首長が調製し執行するものですが、その民主性を確保するために、一定の始期以前の勝手な執行を認めず、住民の代表による議会の議決を経て、始期と同時に効力を生ずるとするものです。この原則に従い、予算は年度開始前に議会に提出し、議決を経なければなりません。

##### （イ）会計年度独立の原則

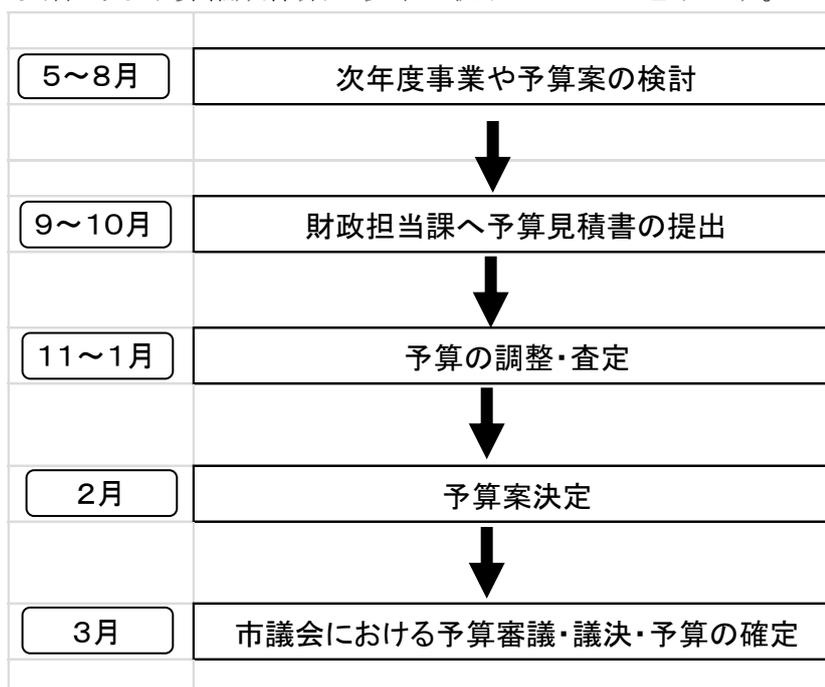
各会計年度における歳出は、一部の例外を除き、その年度の歳入をもって支弁しなければならないこと及び各会計年度において定められた歳出予算はその年度内においてのみ使用できることとなっています。つまり、他の年度にまたがって使用することを禁止するもので、予算における大きな原則とされています。

##### （ウ）予算公開の原則

民主的かつ能率的な行政の確保を図るためには、予算は、住民が十分にそれを批判あるいは監視することができるように、必要な情報として住民に提供され、理解され、その協力を得るものでなければなりません。このため予算案の公表や財政事情の公表を行うことにより住民に対し予算を公開することが定められています。

## ●予算編成の流れ

具体的な予算編成作業は以下の流れによって進みます。



## ⑥ 文書主義の原則

役所の手続きは「時間がかかる」「提出書類が多くて面倒」等のイメージがあると思われませんが、それは、役所の「文書主義」によるものとも言えます。

「行政は文書に始まり、文書に終わる。」と言われるように、役所は行政事務を適正、確実に処理し、その過程を保存するために、文書を用いることを基本としています。文書主義の原則は、行政の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要なのです。

行政業務を行う際は必ず「文書」に記述して決裁を行うことではじめて行動を行うことを原則としています。このため、行政が何らかの意思決定を行った場合には必ず文書に記録され、保管され、その文書を見れば行政の意思決定過程がわかるという仕組みになっています。

文書の取り扱いについては、福岡市公文書の管理に関する規則及び福岡市公文書規程で定められており、文書の処理はこれらの規程に基づいて行います。

## (2) 市の情報（施策・計画・統計資料）

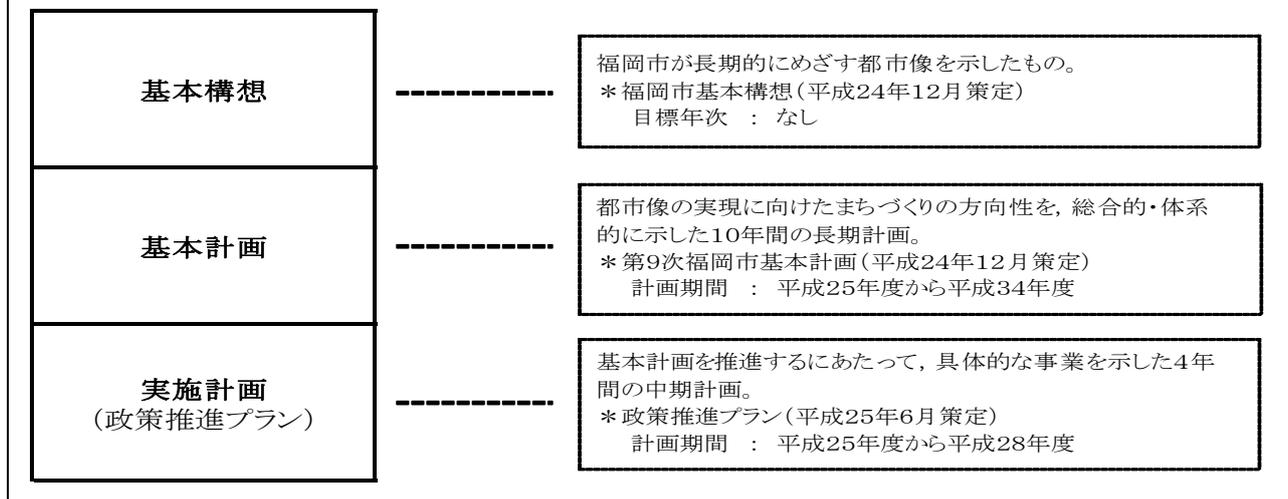
NPOが市との共働を検討する場合、相手となる市の情報を理解しておくことが大切です。なぜなら、行政は組織の方針に基づき事業を実施しているため、市の方針・方向性と相容れない場合は、共働することができないからです。

そのため、NPOは、自分達の活動に関連する部署はどこか、現在市がどのような方針に基づき、行政課題に対してどのような事業を実施しているかを、ある程度理解しておく必要があるのです。

## ● 総合計画の体系

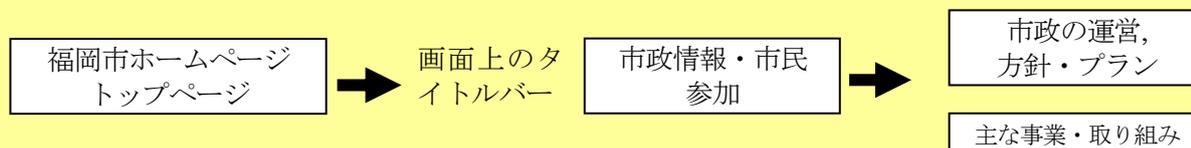
福岡市総合計画は、福岡市における将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つから構成されています。

福岡市では、昭和62年に策定した「福岡市基本構想」、および平成15年に策定した「福岡市 新・基本計画（第8次基本計画）」を見直し、新たな時代にふさわしい今後の都市経営の方向性を示すために、平成24年12月に新しい基本構想、基本計画を策定しました。また、今後4年間（平成25～28年度）に実施する具体的な施策を示した実施計画を平成25年6月に策定しました。



福岡市基本計画や各種指針、市政運営方針等は市ホームページで確認することができます。

### ◆ 福岡市基本計画 各種計画・指針



#### 市政運営方針

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei-houshin-plan/shiseiunei/index.html>

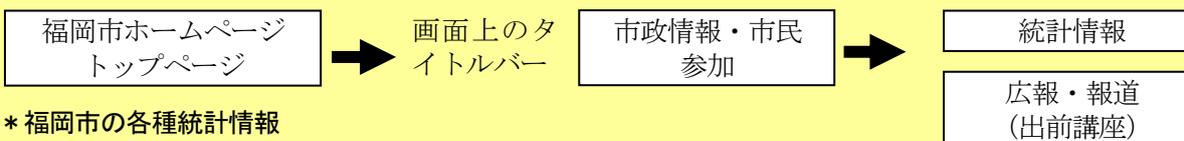
#### \* 各種計画・指針

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei-houshin-plan/keikaku-shishin/index.html>

#### \* 主な事業・取り組み

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/jigyou-torikumi/index.html>

### ◆ 各種統計情報



#### \* 福岡市の各種統計情報

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/toukei/index.html>

\* 出前講座（市の職員が地域に伺い、市の取り組み等を説明する「出前講座」を行っております。）

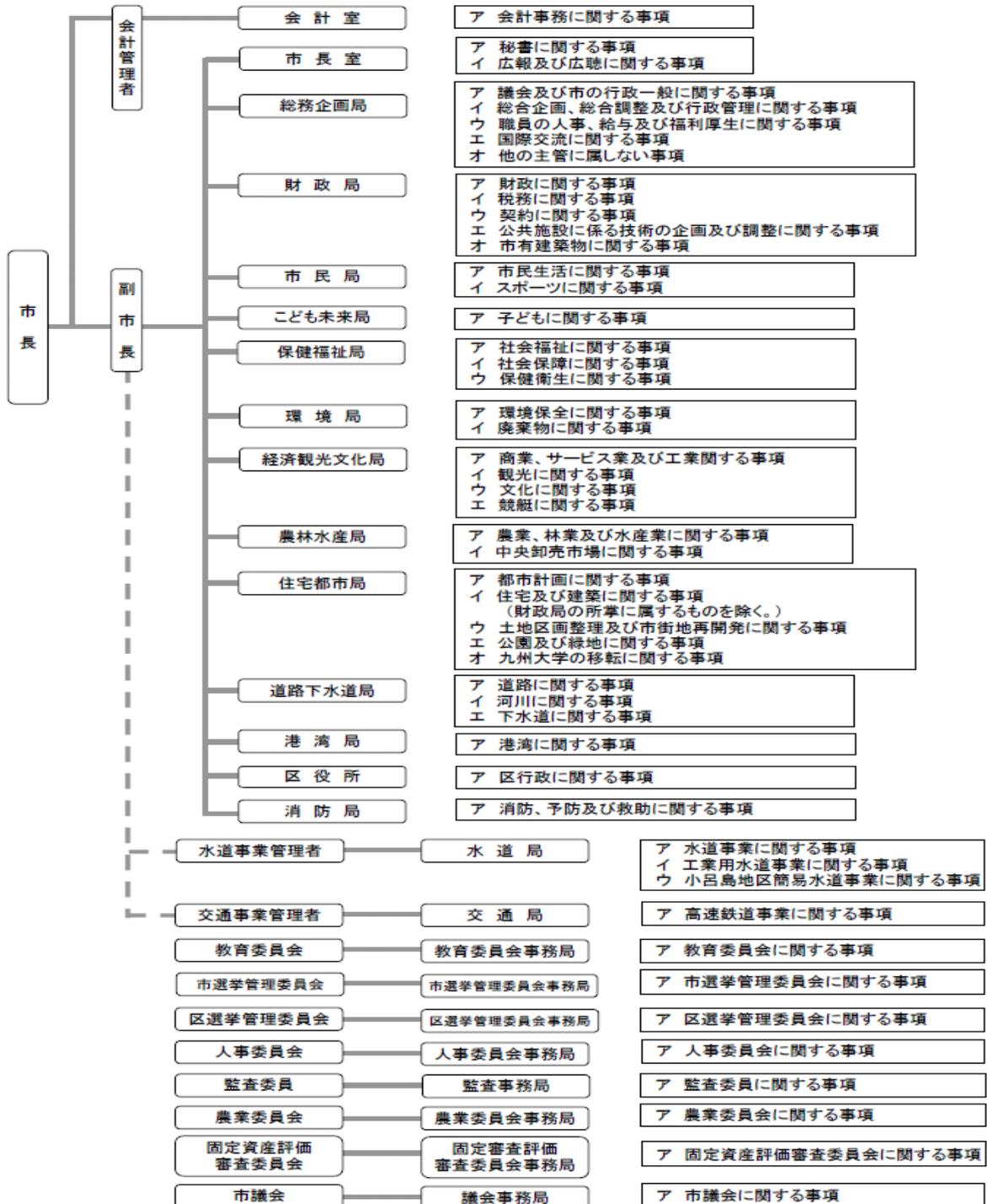
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/demaekouza/index.html>

### (3) 市の組織図

NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。  
 事業を行うにあたって、どこに相談に行ったらいいの？自分達の団体の活動に関連のある事業を実施している部署はどこなのか？

下記の市の組織図を参考にして下さい。

平成26年度 福岡市の組織



#### ◆福岡市の組織一覧



福岡市の「組織一覧」から、各局各課の担当の電話番号、業務内容を確認することができます。  
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soshiki/index.html>